

小山工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程

制 定 平成 11 年 4 月 1 日

最終改正 令和 7 年 1 月 22 日

(目的)

第 1 条 この規程は、小山工業高等専門学校学則（昭和 40 年 4 月 1 日制定）第 46 条第 2 項の規定に基づき、小山工業高等専門学校専攻科における授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定について定めることを目的とする。

(授業)

第 2 条 専攻科の授業は、1 単位時間を標準 50 分とする。

2 授業は講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位)

第 3 条 各授業科目の 1 単位あたりの学修時間は、45 単位時間を標準とするが、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の各号により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15 単位時間の授業をもって 1 単位とする。
- 二 演習については、30 単位時間の授業をもって 1 単位とする。
- 三 実験及び実習については、45 単位時間の授業をもって 1 単位とする。

(履修方法)

第 4 条 授業科目の受講に当たっては、各学期の始めに各科目毎の受講届を提出しなければならない。

(大学等における授業科目の履修)

第 5 条 大学等で開設されている授業科目を履修した者が、当該科目の単位（以下「学外単位」という。）の認定を受けようとするときは、成績証明書等、単位の修得を証明する書類を添えて期限までに校長に申請するものとする。学外単位は、4 単位を限度として、専攻科における授業科目を修得したものとみなすことができる。

(成績の評価)

第 6 条 学業成績は、授業科目毎に評価する。

2 成績の評価は、試験の成績及び平素の成績等を総合して、100 点法により評価する。

3 特別研究及び実務研修の成績は、合否で評価する。

4 各科目とも欠課時数が授業時間数の 3 分の 1 を超えるものに対しては、評価は行わない。

第 7 条 各授業科目の成績は、評価を次のとおり区分し、評語で表す。

評 語	評 価
S	90 点以上
A	80 点以上 90 点未満
B	70 点以上 80 点未満
C	60 点以上 70 点未満
D	60 点未満

(単位の認定)

第8条 前条の規定に基づき、S、A、B及びCに評価された授業科目については、当該単位数を認定する。

2 学業成績を学外に通知する場合は、修得科目のみ単位数及び評語で通知する。

3 単位が認定されなかった授業科目については、次年度以降に再履修することができる。

4 本科4年及び5年における開講科目について、科目担当教員の許可を受けて履修することができる。ただし、当該認定単位数は専攻科修了要件のための修得単位数には含まれない。しかし、技術者教育プログラム中の授業時間数として認めることができる。

5 特例適用専攻科の修得科目として必要な場合は、本科4年及び5年における開講科目について、科目担当教員の許可を受けて履修することができる。当該認定単位数は、特例認定専攻科の修得単位として認めることができる。ただし、当該認定単位数は専攻科修了要件のための修得単位数には含まないものとする。

6 前項3、4及び5により再履修する場合も、第4条に規定する手続を行うものとする。

(定期試験)

第9条 定期試験は、各学期末に実施する。

2 前項の規定にかかわらず、平素の成績で評価できる科目は、定期試験を行わないことがある。

(追試験)

第9条の2 次の各号のいずれかに該当する理由により、定期試験の全部又は一部を受験できなかった者に対しては、追試験を行うことができる。

(1) 病気(医師の診断書を要する。)

(2) 忌引

(3) その他やむを得ない理由があると校長が認めた場合

2 追試験を受けようとする者は、追試験受験願(様式第1号)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再試験)

第9条の3 科目担当教員が、教育上必要であると判断した場合には、再試験を行うことができる。

2 再試験によって修得した科目の評点は60点とし、Cの評語とする。

(受験しなかった者の措置)

第9条の4 正当の理由がなく試験を受けなかった者又は懲戒処分のため試験を受けなかった者の当該科目の試験の成績は、0点とする。

(不正行為の措置)

第9条の5 試験中に不正行為を行った者については、その時間以降の受験を停止させ、当該試験期間中の全科目の成績を0点とする。また、それ以降に実施する当該年度の全ての再試験科目について、その受験資格を失う。

2 校長は学則第37条の規定により、前項の者を懲戒することができる。

(修了の認定)

第10条 修了の認定は、所定の単位を修得した者に対して、小山工業高等専門学校判定

会議の議を経て、校長が行う。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 18 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 22 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。